



## ● 朔北カレー事件

知財高裁 令和 5 年 3 月 9 日		
令和 4(行ケ)10122 審決取消請求事件		
当事者	原告: 株式会社北都 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標の「朔北」は、「北の方角」「北方の地」を表す語として理解され、具体的な地域を表すものとは理解されないなどとして、この部分を要部としつつ、引用商標の「サクホク」とは、称呼(=共通)による識別性が、外観及び観念(=異なる)による識別性を上回るとはいえないとして、非類似と判断された。
対象商標	本願商標 <b>朔北カレー</b>  引用商標 <b>サクホク</b> (標準文字)	コメント: 被告による、「朔北」の文字は我が国において一般に親しまれた語とはいえない難い一種の造語であるとの主張は、これが多数の辞書類に掲載された単語であって、ゲーム内のイベントクエストや小説の題名等にも用いられることのあるものであること、「朔北」は一般に良く知られた文字を組み合わせた単語といえること、などを理由に採用されなかった。
結論	非類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	




## ● マレーシア国の監督用又は証明用の印章又は記号事件

知財高裁 令和 5 年 3 月 7 日		
令和 4(行ケ)10101 審決取消請求事件		
当事者	原告: ジャバタン ケマジャン イスラム マレーシア(ジャキム) 被告: 特許庁長官	判決要旨: 原告が、マレーシア国の法律に基づく政府機関であって、財産処分権限及び管理権限を有する法人であるとしても、本願商標は、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国の政府の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するもの同一の商標であって、その印章又は記号が用いられる商品と同一又は類似の商品について使用するものであるから商標法 4 条 1 項 5 号に該当するとされた。
対象商標	本願商標   経済産業省 平成 26 年告示第 196 号 	コメント: 商標法 4 条 1 項 5 号は、上記に係る商標を不登録事由として掲げている。この点、許可を得た者による出願についても、その登録をしなければならないことを根拠付けるものは見当たらないとされた。
結論	商標法 4 条 1 項 5 号該当	



●ハートデンキサポート事件

知財高裁 令和 5 年 2 月 22 日		
令和 4(行ケ)10093 審決取消請求事件		
当事者	原告: ㈱ハート・インターナショナル 被告: 特許庁長官	<p>判決要旨:</p> <p>①本願商標の構成中の「デンキサポート」の部分は、自他役務識別標識としての機能がないか又は希薄な部分と認識され、「ハート」の部分がより強く自他識別標識として認識される、②「heart」の語は我が国においてもよく知られた平易な英単語であり、本願商標の構成中の「ハート」とは称呼及び観念が共通する、③商標を使用するに当たり、商標の構成文字について同一の称呼及び観念が生じる範囲内で、アルファベット文字表記を平仮名、片仮名表記にしたり又はその逆にしたりする文字種の変換は珍しいことではなく、いずれも標準文字で文字種が異なってもその点による差異は強い印象を与えるものではない、などとされ総合的に類似と判断された。</p> <p>コメント: 本願商標の「デンキサポート」が、役務(電気設備設置工事等)の内容、質を表すと認識されるため、「ハート」の部分を抽出して類否判断がおこなわれたケースである。</p>
対象商標	<p>本願商標</p> <p><b>ハートデンキサポート</b> (標準文字)</p> <p>第 37 類「電気設備設置工事」等</p> <p>引用商標</p> <p><b>HEART</b> (標準文字)</p>	
結論	類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	

●X 型十字図形事件

知財高裁 令和 5 年 2 月 22 日		
令和 4(行ケ)10095 審決取消請求事件		
当事者	原告: 西田通商㈱ 被告: 特許庁長官	<p>判決要旨:</p> <p>本願商標及び引用商標の 2 件につき、外観上の相違点は、需要者に与える印象、記憶、連想等における共通点に比較してささいな点であり、殊更強い印象を与えるものではなく、需要者の記憶に残るものともいえない、指定商品の履物、運動用特殊靴等の需要者は一般消費者であって、取引の際に払われる注意力はさほど高いとはいえない、などとしてそれぞれ外観上類似とされた。</p>
対象商標	<p>本願商標</p>  <p>第 25 類「履物」等</p> <p>引用商標</p> <p>①  ② </p>	
結論	類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	


●丸忠事件

知財高裁 令和 5 年 3 月 6 日		
令和 4(ネ)10091 商標権侵害差止等請求控訴事件		
当事者	控訴人: (株)丸忠山田 被控訴人: (有)つふぎ館丸忠山田石材店	判決要旨: 被控訴人は 50 年以上にわたり継続的に、漢字の「忠」を丸で囲んだ標章等を使用してきた点、控訴人は平成 17 年 7 月頃から被控訴人と同様に墓石等の販売の事業を行うようになった点、などの事情を考慮の上、控訴人は本件各商標権の登録出願がされてから 10 年以上が経過した後になって、本件各商標権とは何ら関係のない事柄をきっかけとして、被控訴人に対し本件各商標権に基づく権利行使に及んだものとみるのが相当であると見て、商標権行使は権利濫用であるとされた。
対象商標	本件各商標権  ほか 各被告標章  ほか	
結論	権利濫用	

●パーキン、ケリー立体商標事件

東京地裁 令和 5 年 3 月 9 日		
令和 3(ワ)22287 損害賠償請求事件		
当事者	原告: エルメス アンテルナショナル 被告: (株)ナオインターナショナル	判決要旨: 被告商品の形状は、原告商標権に係る商標の特徴を全て備えているとして類似とされた一方、両者商品の販売価格やサイズにおける相違が及ぼす影響もなお無視し得ないなどとして、被告商品の利益の額に対する原告商標の貢献割合については 8 割(2 割の限度で覆滅)を認めるのが相当とされた。 また、被告が原告商品には使用されない安価な合成皮革等を用いた商品を販売した点につき、これは高級ハンドバッグとしての原告商品や原告ブランド価値すなわち信用を毀損するもので、これによる原告の無形損害の額は 100 万円を下らないとされた。  コメント: 原告商標権はいずれも商標法 3 条 2 項適用の立体商標である。
対象商標	原告商標権 ①  ②   被告商品 ①  ② 	
結論	侵害 (商標法 38 条 2 項等)	

●BroadWiMAX 事件

東京地裁 令和 5 年 2 月 16 日		
令和 4(ワ)23588 発信者情報開示請求事件		
当事者	原告：(株)Link Life 被告：KDDI(株)	判決要旨： ウェブサイト上で本件標章が付された広告が公開され、その広告の URL のリンク先が原告とは無関係のウェブサイトであることを前提事実、本件商標と本件標章とは外観において類似し、称呼及び観念も同一であるとしてそれぞれ類似と判断され、結果として、原告は、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとされた。
対象商標	本件商標  本件標章 <b>BroadWiMax</b>	コメント： 対象となるそれぞれの商標（標章）は、外観も類似するとのことである。
結論	侵害 (プロバイダ責任制限法 5 条 3 項等)	

●医療用医薬品形態事件

東京地裁 令和 4 年 12 月 20 日		
令和 2(ワ)19198 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告：アストラゼネカ(株) 被告：日本ジェネリック(株)	判決要旨： 周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものとして誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止する不競法 2 条 1 項 1 号の趣旨目的に鑑みると、商品の形態が取引の際に出所表示機能を有するものではないと認められる場合は、特定の出所を表示するものとして特別顕著性又は周知性があるとはいえず、商品等表示にも当たらないとの枠組みが示された。その上で、本件の需要者である医師・薬剤師は有効成分や銘柄等を明確に認識したうえで、また患者は一般に先発・後発薬のいずれを希望するのか述べるにとどまるなどとして、医療用医薬品の選択に当たり、原告商品の形態によって出所を識別するものではなく、これは取引の際に出所表示機能を有するものではないから、商品等表示には該当しない判断とされた。
対象商標	原告商品 保管時形態  使用時形態  被告商品 保管時形態  使用時形態 	コメント： 本件訴訟の实质は、後発薬の参入を阻害するために、不正競争の名の下に、既に期間満了した知的財産権（特許権）による保護期間の永続的な延長を求めるものであり、公正な競争を確保するという不競法の目的から逸脱するものであるため、本件は不競法を適用する余地がないとする被告の主張については、各知的財産法が権利や法的利益を定めており、本件も直ちに不競法そのものの適用を否定するのではなく、同法の解釈適用において上記事情を踏まえた判断がされるべき、などとして採用されなかった。
結論	非侵害 (不競法 2 条 1 項 1 号等)	